



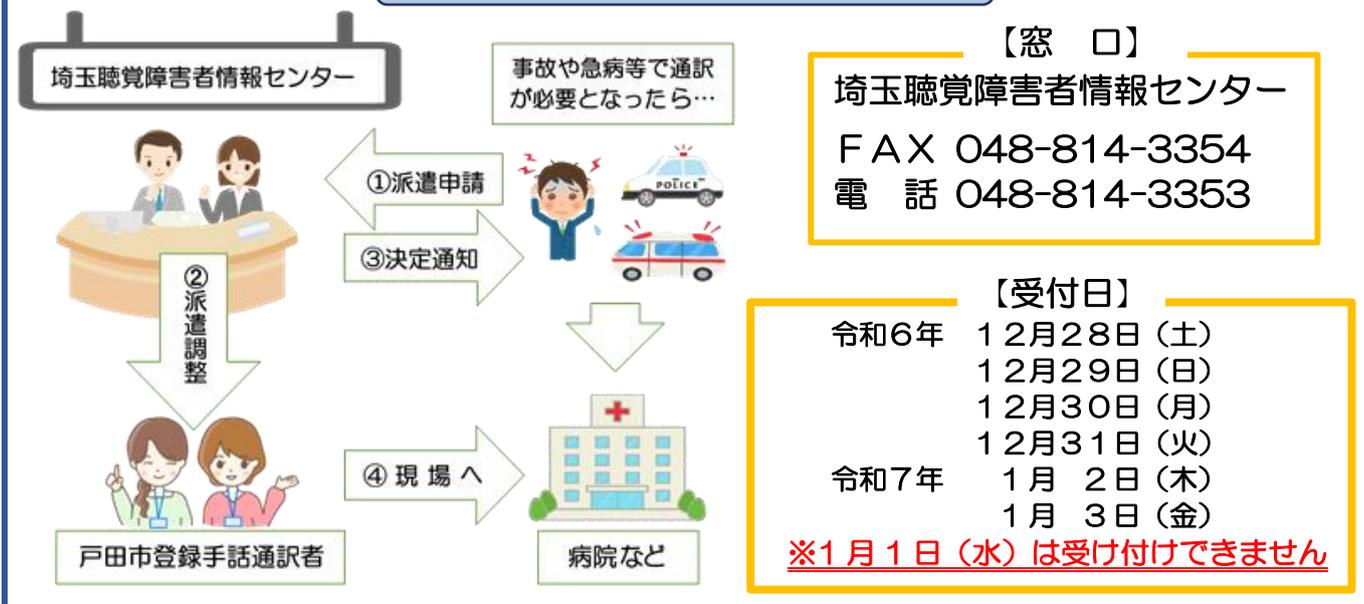
< 年末年始の手話通訳者派遣事務所について >

年末年始期間：令和6年12月28日（土）～ 令和7年1月3日（金）※

上記期間中、戸田市手話通訳者派遣事務所はお休みです。万が一事故や急病等で緊急に手話通訳が必要になった場合の手話通訳者派遣の受付窓口は下記のとおりです。

12月27日（金）までに戸田市手話通訳者派遣事務所へお申込みいただければ上記期間中も手話通訳者を派遣できます。

連休期間中の手話通訳者派遣の流れ



心身障害者福祉センター事業

要約筆記ボランティア入門講座 受講生募集

- 日 時 令和7年2月21日（金）～ 令和7年3月21日（金）
毎週金曜日 全5回 午前10時～正午
- 場 所 心身障害者福祉センター
- 対 象 ①ボランティア活動に関心のある方
②市内在住又は在勤の18歳以上の方
- 定 員 10名（先着順）
- 費 用 無料
- 申込方法 令和7年2月14日（金）までに申込書を記入し心身障害者福祉センターへ提出してください。



【問合せ先】

心身障害者福祉センター
〒335-0015 戸田市川岸2-4-8
電話：445-1828
FAX：441-5031

第1回登録手話通訳者研修会を開催しました



江原 こう平 講師

昨年度のスキルアップ講座に引き続き、国立障害者リハビリテーションセンター学院の教官を務める江原こう平氏に講師をお願いし、10月24日（木）午後3時～午後5時に第1回登録手話通訳者研修会を開催しました。今回は「読み取り通訳」をテーマに、前半は手話通訳概論、後半はDVDを用いて手話と日本語の違いを意識した通訳の仕方を学習しました。手話通訳者には手話と日本語の文化の違いを理解するだけでなく、語彙の量を増やしたり、コミュニケーション能力を高めたりすることが重要だと分かりました。聞こえる人と聞こえない人の伝えたい内容を的確に通訳できるように、今後も手話通訳者一同精進していきます。

自転車の「ながらスマホ」の罰則強化、「酒気帯び運転」の罰則新設

2年前に発行した派遣だより第52号ではヘルメットの着用が努力義務になったことをお知らせしましたが、皆さまご用意できましたか？11月1日から道路交通法が改正され、自転車運転中にスマートフォン等を使用する「ながら運転」の罰則が強化、また、「自転車の酒気帯び運転」が新たに罰則の対象とされました。



その他の違反行為、罰則の詳細な内容については政府広報オンラインから確認できますので、ぜひご覧ください。



令和6年度手話通訳者派遣実績



		生活	医療	就労	教育	行事	その他	合計
10月	(件)	18	26	0	3	21	0	68
	(人)	18	26	0	3	41	0	88
11月	(件)	22	25	0	1	24	0	72
	(人)	22	25	0	1	49	0	97

平日8時30分～17時15分まで専任手話通訳者が常駐しています。場合によっては席を外していることもありますので、予めご了承ください。派遣について、手話の学習についてなど分からないことがありましたら、お気軽にお問い合わせください。

〒335-0015 戸田市川岸2-4-8
(心身障害者福祉センター内)

電話：048-445-1828
FAX：048-441-5031